

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

総務課

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」といい、刑法等一部改正法と整理法を併せて「刑法等一部改正法等」という。）が令和4年6月17日に交付されており、令和7年6月1日から施行されます。

刑法等一部改正法等では、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されました。

上記法改正に対応するため、条文中に規定している「禁固」及び「懲役」を「拘禁刑」に一括して改める改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）の条文中に規定している「禁固」を「拘禁刑」に改め、文言の整理を行います。（第1条関係）
- (2) 七飯町環境保全条例（昭和50年条例第23号）及び七飯町公害防止条例（昭和49年条例第29号）の条文中に規定している「懲役」を「拘禁刑」に改めます。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年6月1日から施行します。

4 経過措置

附則第2条において、人の資格に関する規定であり、刑に「処せられた」こと以外の事由を資格を制限する根拠としている職員の給与に関する条例第14条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の改正後の適用については、施行の日以前に禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

附則第3条において、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとします。

職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

	改 正 前	改 正 後
第1条～第14条の4（略）	第1条～第14条の4（略）	第1条～第14条の4（略）
第14条の5（略）	第14条の5（略）	第14条の5（略）
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
第14条の6（略）	第14条の6（略）	第14条の6（略）
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)（略）	(2)（略）	(2)（略）
2～4（略）	2～4（略）	2～4（略）
5（略）	5（略）	5（略）
(1) 一時差し処分を受けた者が、当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかつた場合	(1) 一時差し処分を受けた者が、当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかつた場合	(1) 一時差し処分を受けた者が、当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
(2)・(3)（略）	(2)・(3)（略）	(2)・(3)（略）
6・7（略）	6・7（略）	6・7（略）

改正前	改正後
第14条の7～第24条(略) 附則 1～8(略) 別表第1・別表第2(略)	第14条の7～第24条(略) 附則 1～8(略) 別表第1・別表第2(略)

七飯町環境保全条例新旧対照表 (第2条関係)

改正前	改正後
<p>第1条～第21条 (略) (罰則)</p> <p>第22条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略) (罰則)</p> <p>第22条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

七飯町公害防止条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第32条（略） （罰則） 第33条 第18条、第19条の規定による命令に違反した者は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 2（略） 第34条・第35条（略） 附 則 （略）</p>	<p>第1条～第32条（略） （罰則） 第33条 第18条、第19条の規定による命令に違反した者は1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 2（略） 第34条・第35条（略） 附 則 （略）</p>